

岡藩と木浦山（二）

柴川英敏

（会員 佐伯市宇目）

平成十七年三月三日、旧南海郡八ヶ町村は佐伯市と合併、面積九〇三・四四平方キロメートル、人口七七・三二人の九州第一の広さの大きな街となつた。

私の住む旧宇目町はその中の二六六・九九平方キロメートル。全体の三割の面積を持つ農林業を主とする地区である。字目を訪問する人たちの大部分が「広くて山が深いですなあ」と言い訪問する人も希である。しかし、江戸時代には錫や鉛を産出する木浦鉱山があり、全国から多くの働き手が集まり繁栄していた。江戸時代、宇目は岡藩領であった。

（一）岡藩の成立と中川氏

岡藩は竹田市を中心に大野郡、直入郡、大分郡の一部、

宇目郷（佐伯市宇目）を領する七万石の藩であった。

藩主は中川氏で文禄三年（一五九四）に入部し、明治二年（一八六九）の版籍奉還まで十三代二百七十五年間続いた。

初代岡藩主中川秀成は、秀吉の臣中川瀬兵衛清秀の次男である。中川瀬兵衛は山城の国に生まれ信長・秀吉に仕え摂津茨城城主となつたが賤ヶ岳の戦いで戦死、嫡子の秀政が播磨国三木城の城主として十二万石を継いだ。

しかしその秀政も朝鮮出兵の際不慮の事故に遭い戦死し知行を半減させられた。弟の秀成が跡目を継ぎ、豊後の国竹田に転封、岡藩の初代藩主となつた。

その事は、秀吉の朱印状、知行宛行状に次のように記されている。

・其の方事、来春豈後へ遣わされ候、ついては家來悉く召連籠り越すべく候。自然逐電の族これあり候に於ては追つて先々成敗を加えらるべきなり。

（文禄二年）十一月十九日

中川修理太夫殿

秀吉（花押）

・ 豊後直入郡二万九千三十八石、同大野郡内三万六

(三)

千九百六十二石、都合六万六千石事 扶助せしめ

畢まつたく領地すべし、この内一万六千石無役。五
万石を以て軍役相努べきなり

文禄二年十一月十九日

中川小兵衛殿へ 秀吉（花押）

この事から、中川秀成氏の岡藩着任に際し、家来親族からかなりの反対があつたもようである。

知行については六万六千石の他に、旧大友氏の老臣田原紹忍、宗像掃部に四千七百六十三石を与え、秀成の与力として働くよう朱印状が出されている。

岡に転封された中川秀茂は文禄三年正月二十五日、三木城を出発、坂腰（赤穂市）より大船五十、総勢約四千人を引き連れ豊後に向かった。

この人数については「御入国御供姓名」に百三十九人の武士と足軽級の下級武士（与力）三百六十人が記されている。

このようにして豊後の地に到着した一行は、旧大友氏との多少の輒轍（赤岩谷事件など）を討伐と懷柔策により

乗り切り藩經營に取り組むことになった。

※赤岩谷事件

中川秀成が入部する際、旧大友家臣の不平分子百余人が入部に反対、八十四人が討ち取られ生け捕られた十七人が磔にされた事件。



小藩分裂時の岡藩領（宇目郷の位置）

(二) 関ヶ原の戦いと中川氏

慶長五年（一六〇〇）九月十三日、関ヶ原の戦いの一日前に起こつた石垣原合戦（関ヶ原前哨戦）に、西軍として大友義統が参加、旧大友家家臣の田原紹忍、宗像掃部が中川氏の旗指物をつけ参戦、その為東軍に参加しようとしていた秀茂は西軍の者と家康に疑われ、秀茂は後日西軍の将太田一吉（臼杵藩）を攻め、名誉を回復する事により領地を安堵する事となる。宗像掃部は石垣原の戦いで戦死。田原紹忍は石垣原の戦の後帰参するが、中川氏の臣柴山勘兵衛、中川平右衛門、古田喜太郎等と共に、十月初旬臼杵攻めの際佐賀閥で戦死する。（十月一、三日）佐賀閥合戦一太田一吉氏との戦い）

この戦いで秀成の家臣が数多く戦死したが、この功により慶長六年（一六〇一）四月家康より領土を安堵された。この戦いに宇目郷支配の深田弾右衛門父子、割元役の渡辺父子をはじめ柳井氏、衛藤氏、加藤氏、布施野氏、平井氏等の郷士が参加している。深田氏はこの戦いの後、秀成より感状と宇目郷田代百二十石の領地を与えられている。

(三) 宇目郷の支配体制

岡藩は、入所当初四百三十六カ所の村があつたが、後に五百八十六カ所に増えた。中川氏の入部当初、宇目町全域は「宇目郷」と呼ばれ大野郡十三郷の一つで四十の小村から構成されていた。

〈大野郡十三郷〉

・大方おおかた、一万田はじ、土師はじ、井田はじ、緒方みねの、耳忍みみの、藤北とう、宇田枝しきだな、白谷しらたに、奥嶽おくだけ、宇目うめ、太田おおた、阿志野あしの、

岡藩は入国初期の段階で、宇目惣支配そうしはい、惣支配副役そえやく、割元、小庄屋の体制で統治していた。石高は正保四年（一六四七）の豊後国郷帳では、宇目郷四十ヶ村三千六百三十二石一斗六升六合二勺となっている。

宇目惣支配、惣支配副役、割元には旧大友家家臣である深田氏、渡辺氏を任命している。新領主として旧大友家臣をうまく利用しながら統治している事がわかる。

宇目惣支配は宇目郷全域の村落行政のすべてを担当する。臼杵城攻めの後、深田新三郎が惣支配に任じられ酒利村に、宇目郷惣支配を補助する惣支配副役に義弟系の深田忠左衛門忠房が任じられ小野市に居住した。村々の年

貢割当を決め税を徴収する割元には、同じ大友家の渡辺甲斐が重岡村から郷の中⼼である上川尻に移り任にあたつてゐる。渡辺氏はもと下爪(しもづめ)十三ヶ村の割元であつた。

岡藩の小庄屋はおよそ一、三百石を単位に置かれ、大規模の村では一村一人、小規模の村では村高に応じ数村で一名配置されていた。これらの小庄屋の上には文禄三年（一六五四）頃より、およそ千石を単位に大庄屋が配置され千石庄屋と呼ばれた。全体で六十五名いた。

宇目郷の千石庄屋は万治二年（一六五九）におかれている。大分県史近世篇Iには、初期の千石庄屋として深田忠左衛門（寛永十一年）、渡辺甲斐（文禄三年）の名前がみえる（宇目町史）。

この年宇目郷は二つの組小野市組と重岡組に二分されている。当時惣支配役であった深田内蔵丞が宇目代官に任命され酒利村に居住した。惣支配副役の深田九馬之助

は小野市組千石庄屋に、宇目郷割元の渡辺吉左衛門が重岡組千石庄屋となり上川尻から重岡に移住している。

寛文二年（一六六二）には、東西二人の郡奉行が藩全体を統治することになり、宇目郷は東三十四組の一つになつた。組織も従来の惣支配体制から変わってきた。

（旧）惣支配—惣支配副役—割元—小庄屋

（新）郡奉行—宇目代官—千石庄屋（小野市・重岡）
一小庄屋—村役人—農民

さらに寛文五年（一六六五）からは地方の役職として正式に大庄屋が置かれ、大庄屋（千石庄屋）、小庄屋、肝煎、藏方、符付、惣百姓代となつた。地方役人に地横目が置かれた。地横目は宗旨横目ともいわれキリストンの有無を調べる仕事をしていた。

宝暦三年（一七〇六）、千石庄屋は正式に「大庄屋」と名前が変わり、同時に「千石庄屋、小庄屋、農地に役儀裁判なし難き者これあるにおいては、見及び次第替え申すべく候こと」となり、従来の大庄屋（千石庄屋）や庄屋であつても役職がうまく勤められないものは替える、という厳しい達旨が出された。

（四）岡藩の山林支配

宇目郷には山林が多い。中世までは山林原野の資源は課税の対象にはならなかつたが、近世に入るとその山林資源から生じる利益に対し関心がよせられ課税の対象となつた。

税の対象は、大きく分けて二つある。一つは本年貢、本途物成、取箇と呼ばれるもので、米、麦、大豆が対象となつた。もう一つは小物成（年貢以外の雑税・付加税）と呼ばれる雑税で山林・原野・河海の産物が対象となつた。他に「運上（金）」「冥加（金）」と呼ばれる雑税もあつた。

宇目郷の雑税は、当初は真綿、漆、紙であったが、時代が下がるにつれ、麻苧、菅筵、庭筵、薪、畳、葺、山灰、炭などが対象とされた。

明暦三年（一六五七）の御法度の事（御覽帳細注）によると宇目郷における上納は、麻苧（村高百石に付一貫三百目＝現品納・銀納）、真綿（村高百石に付二百目＝現品納・銀納）、漆（村高百石に付二十目＝現品納）となつていた。この他に地域に限定された特産物に特別課税が掛けられていた。宇目郷の特産品は紙、葺、山灰であった。紙の上納は小野市、重岡、宇田枝、伏野、中津留の五村に割り当てられていた。

○宇目郷の葺栽培
葺は寛文時代（一六六一～七二）に津久見千怒の源兵衛が炭を焼くために宇目郷葛葉を訪れ、炭焼き用の残り木に自然発生的に椎茸が生えている事を発見、人工栽培（鉈目方式）を始めたと言われている。

また、岡藩三代藩主久清が、寛文四年（一六六四）伊豆の国三島の住人葺師駒右衛門を招き竹田の倉木で栽培を始めたとも言われている。しかし成功はしなかつたよう

でその後も伊豆の国の住人齊藤重蔵等を招いている。

宇目郷（現佐伯市）の中津留地区で多く作られ、生産は一定ではなかつたが、毎年銀札八百三十目の上納が行われていた。葺に対する税は葺一石について銀一匁であったので、葺が年に八百三十石以上が生産されていた事になる。

椎茸栽培の季節になると、生産状況を他藩に見せないため葺取場付近の道路（高十穂道）を通行止めにしていた。この事は延岡高千穂煤市村弁指（すずらべんし）佐保源右衛門等が岡御領木浦山の首藤寛兵衛死に出した「御受申上候覚」に見ることが出来る。

〈御受申上候覚ニ宮崎県日之影町戸高重武氏蔵〉

岡御領木浦山 首藤覺兵衛殿

一、其御領

御上様葺山御仕込ニ付葺出来之時分ハ御取場相済候
追高千穂道往来御停止被仰付此段承知候 然ル處私共住
所ハ辺鄙山里之義ニ御座候得バ糧米等甚不自由ニ御座候
ニ付產物類諸向之商人江賣拂操巻ヲ以漸日用取續且又極
難之者共ハ商人荷物等ヲ運送其賃錢ヲ以渡世仕候ニ付右
躰往来御停止被遊仰付候而ハ極々難渋仕候故去年御会所
追往来之義御歎申上候得共御聞済不被成而候處此節御取
計ヲ以往來程克御免被及成下□奉存候然ル上ハ向後往来
之節私共ハ不及申上ルニ家内始配下之者共江茂御上様御
法令筋厳重ニ申渡置毛頭不埒之義無御座候様為相守尚又
罷通候節得バ御番人江子細申上罷通可申候仍而受書仕差
上置申候以上

延岡領高千穂煤市村弁指

天保亥年七月日

佐保源右衛門

戸高悦五郎

甲斐万兵衛

利平次

又右衛門

この文書を要約すると、木浦山付近では葺（なば＝しいたけ）を探り上げるまでの間、高千穂道を通行止めにしていた。辺鄙な煤市村で食料米の確保に難渋し、産物を商人に売り払つたり、商人の荷物を運びその運賃を得る等により細々と生活していた。そのため高千穂道が通行止めになれば益々難渋し生活が成り立たなくなる。昨年この事を訴えたが停止していただけなかつた。この節（天保亥年＝十年＝一八三九）通行でさるようしていただいた。通行の節は私だけでなく家内を始め配下の者共も法を厳しく守り不埒な事がないよう勤めます。また、通行の際は御番人に子細をくわしく説明し通ります。とあり、その事を煤市村の弁指、佐保源右衛門他四名が差し出した。と書かれている。

（宮崎県日之影町戸高重武氏蔵「御受申上候覚」より）

○宇目郷の木材・炭生産

木材は宇目郷の宗太郎、水ヶ谷、観音滝等から切り出されていました。延岡藩の人々が木を切りに来ていました。その木材を

適度な長さに切り、小野市、酒利、重岡、水ヶ谷、梓峰から八戸（延岡市北川）へ出していた。切った木を川に流し、鉄砲堰一杯になると堤を切り下流へ、また鉄砲堰で留め集まつたら流す方法を利用して運んでいた。木材は、主に瀬戸内沿岸の製塩業の燃料等に使われていたと思われる。

年貢米や葺、山で作られた炭、一般の生活用品などは三國峠から大野川系を利用して岡藩の湊である犬飼湊へ運び、鶴崎を経由して大坂等に送られていた。鶴崎から犬飼湊までは十人から十五人の人が船をロープで引き上げていた。犬飼には当時の港跡が残されている。

岡藩では木材や炭、葺の販売が順調になり、商品として利用されるようになると、山林の一部を御立山（藩有林）として伐採を禁じた。藩内の山林管理は、山林奉行配下の山林方、山目代、山廻り等の担当が行っていた。山目郷組には鉱山、葺山、御立山が多かったので山廻り役人が倍の十人配置（全体で五十人配置）されていた。鉱山方は二人いた。

炭は宮崎より人が来て焼いていたといふ。

木材を切り炭にする段階で生じる「木灰」は、灰汁として

織物の染色媒染剤や染み抜き剤として使われていた。この木灰も売却高により何某かの運上金（小物成＝雑税）が掛けられていた。

御立山には葺山、炭山、櫨山、材木山等があり、藩の収入源の一つになっていた。

（五）木浦内村と木浦鉱山

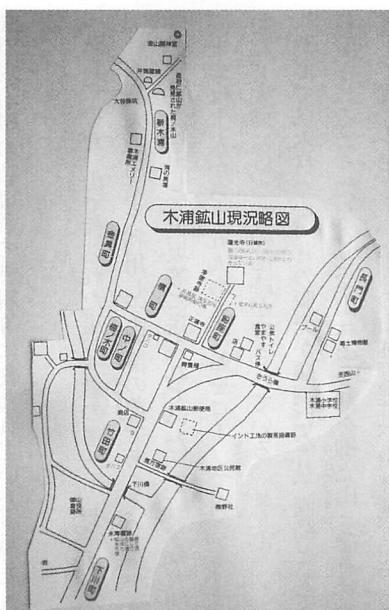
初代藩主中川秀茂が播磨の国より新地に移封される際、伊予の宇和島（伊達氏・十万石）淡路の洲本（蜂須賀氏・七万石）、豊後の岡（直轄領・七万石）の中から統治する藩を選んだと云われている。なぜ豊後の岡の地を選んだのか。その理由の第一に鉱山があつた事が考えられる。

岡藩には尾平鉱山（豊後大野市緒方町）、木浦鉱山（佐伯市宇目町）、轟鉱山（豊後大野市清川村）の三つの鉱山があつた。

尾平鉱山は、天文十六年（一五四七）小野銀山の開発ではじまり、元和元年（一六一七）蒸籠山錫山、正保四年（一六四七）轟谷錫山、天和二年（一六八二）慶賀谷鉱山等が開発された。

木浦鉱山は宇目郷西端の中岳川上流一帯に位置し、海拔九百メートル程の杉ヶ越を境にして、日向高千穂郷と接している。

慶長四年（一五九九）に鉛山が発見され、木浦山という新しい鉱山町として発達した。木浦内村に新たに町が形成された事になる。



この鉱山町は農村部と隣接、金具町、横町、梅木町、万屋町、鉛座町、仲町、上町、竹田町、長戸町、生木谷、下川、森下の十二の区画に分けられている。

慶長十二年（一六〇七）に鉛五千斤、寛永元年（一六二

四）に鉛三千斤、寛永二年（一六二五）にも鉛千斤が將軍秀忠・家光に献上されている。

元和六年（一六二二）には銀山も開かれた。その後、葛ヶ迫鉱山、大谷鉱山が開かれている。産出鉱物として銀、錫、銅があげられる。

轟鉱山からは銀が算出されたとある。

この三つの鉱山開発により、岡藩には石高以上の利があつたと考えられる。

木浦鉱山町には村落の代表者である乙名、組頭、山目代、横目が置かれ鉱山全体を取り締まっていた。

寛永十三年（一六三六）の記録によると、乙名は一名配置され、採鉱に有能な山師がなり山中取締責任者、運搬諸役の総責任者を兼ねていた。組頭には乙名の補佐役として二名の山師が担当、一切の寄り合いや事務を取り扱っていた。山目代は数名配置され山の巡回、山林の取締、錫等鉱物の検査などを行っていた。また鉱山町に火事等の異変が起った時、藩府のある竹田まで知らせる役も担つっていた。横目は宗門監視の役を担つていた。

夫々の役職に対し役料として、米三俵、米二俵、銀札二十目、米一俵が与えられていた。木浦鉱山町は初めから鉱

山町として開発された尾平鉱山とは組織等が異なつてゐる。

(六) 木浦山の經營と山師の生活

鉱山の經營法には御手山^{おてやま}、請山^{うけやま}、直山^{じきやま}の三つの方法がある。御手山は藩が直接經營する方法で、領主が奉行（御勘定奉行・山奉行等）を置いて支配、直接諸運上を取り立てる。請山は山師が一定期間藩より鉱山を借り請け經營、所定の運上を収める方法である。直山は山師が自己資金で採鉱稼業する運営方法である。

尾平の慶賀谷鉱山や木浦の葺ヶ谷鉱山は一時期御手山として經營されていた時期がある。大半は請山か直山であつた。

山師は鉱山を運営する場合、その際必要とする諸道具をはじめ鉱山開発の為の経費、食料等の生活物資等も藩から前借りし、生産された錫・鉛を藩に収める事で相殺されるいは若干の利を得ていた。しかし、利を得ることは殆ど無かつたようである。

安永二年（一七七三）からは生産された錫・鉛のすべてを藩が集約出荷し、大坂の四軒の問屋に販売、売り払い値

段の一割を運上として藩が利を得、残りを山師に渡していた。山師は残りの売上金から藩より前借りした食料やその他の諸経費を支払つていた。

藩が大坂商人と直接取引をするようになったのは、山師と商人が対等の立場で取引できなかつたのではないかと考えられ、鉱石が良く売れた場合でも、途中でピンハネして山師がもらえる金額は生活を維持するぎりぎりであったらしい。常に生活は苦しかつたと考えられる。

又、藩は山師に鉱山業務に専念させるため余職を厳禁していた。鉱山經營が順調な時は良いが、經營が悪くなると生活が圧迫され、藩からは僕約令等の触れが出されている。

藩は山師に対し山師保護と生活困窮打開策を名目に、扶持米制度と拝借制度を導入している。

しかし山師は、度重なる生活困窮打開の為、藩に炭山願、葺山願、木地山願いを出し藩の許可を得て、炭を焼いたり葺づくりに専念したりして収入の向上に努めた。

【扶持米制度】

藩は山師に対し余職を厳禁した。鉱山維持のため山師

に「下され糧米」と呼ばれる扶持米制度を行つた。これは

山師の生活を保障するためのもので、山師の家族に対し米を支給する制度である。

米の割当高は

・男十五歳以上

月一人 米一斗五升

・男五歳以上十四歳まで 月一人 米一斗三升
・女五歳以上 月一人 米一斗二升

であつたが、弘化二年（一八四五）より

・男十五歳以上

月一人 米三斗

・男五歳以上十四歳まで 月一人 米一斗五升

・女五歳以上

月一人 米一斗五升

に増量された。

元治元年（一八六四）には生産高減少によるものか「向後容易に拝借相叶い難し」という触れが出され、扶持米制度が休止されることもあつた。

この扶持米の制度は、鉱山の生産高向上の施策として行われ、生産喚起の為の増額や衰退により停止などもその都度行われたと考えられる。

この間、生産のために藩より借り入れた返済未納分が多額になり返済不能になると、藩は返済免除にしたり

浮置（据え置きの意）、年賦にしたりしている。

木浦鉱山（木浦山）の経営は、通常の経営では採鉱と精錬に分けられるのが普通であるが、生産する量も少なく山師が採鉱と精錬を兼ねた家庭内工業の形態を取つていた。

生産された錫・鉛は、まず木浦山役所の御蔵に入れられ、日付、送り書状を付け馬に乗せられ、木浦の生木峠から西山の大峠、清川、緒方を経て竹田の七里村御蔵に入れられた。七里村には尾平・木浦鉱山から運ばれてくる鉱石を保管するたくさんの蔵があつたといふ。七里の蔵から船で積み出し、犬飼を経て大坂方面に送られていた。鉱石がたくさん取れていたかというと、そうとも限らない。

（以下、次号）